避難者訴訟 第3回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟:第3回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第1回口頭弁論:8月21日(火)16:00から

2018年8月21日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝

共同代表 弁護士 鈴 木 堯 博

共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人(ささやまなおと) 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 猪狩弘道 外71名 (第1次提訴分)+横田俊彦 外89名 (第2次提訴分)、合計162名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告: ・64世帯(31世帯+33世帯) 162名

・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である楢葉町、富岡町などに 居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において 避難生活を強いられている。

原告代理人:弁護士 小野寺利孝,同 広田次男,同鈴木堯博、同 米倉勉ほか 福島原発被害弁護団

被 告:東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金 35 億 6400 万円の賠償金の支払いをせよ。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方「生活再建、再出発に必要な賠償を!]

原告らは、一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間 同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪わ れ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格 的被害を受けている。 本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。 そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしてい る。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまで の差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸 条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。そのために、生活再 建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきである。

本件はこうした観点から提起された避難者訴訟のうち、原告団グループとしては、3 番目の集団の提訴事件である。

(2) 損害賠償請求の内容

本件では、現在、請求内容はふるさと喪失慰謝料について提訴している。

ふるさとを喪失したことに対する慰謝料とは、かつての自宅,また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する精神的被害に対する慰謝料であり、一人につき,金2000万円を賠償を、そしてその弁護士費用として200万円を加え合計2200万円を請求する。

第2 第1回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第1回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階:お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階:証人尋問などの立証。

第3段階:証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

避難者訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次、第2次提訴原告までを第1陣、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

第3陣は、第7次提訴分と第8次提訴分の原告団です。

また、本日審理されるのは、第7次提訴分についてのみであり、第8次 提訴分の第1回は別途行われます。

今回の第3回口頭弁論は、これまで述べてきた原告側の言い分をより掘り下げて展開する機会で、今回は、「責任論」、つまり、今回の事故と原告のみなさんの受けた被害が、天災によるものではなく、被告東電がやるべきことをやっていなかったことが原因であるということを展開する議論を陳述します。

また、第8次分は、今回、第1回期日を行うことになりました。この第8

次分については、「訴状」(原告側)と、「答弁書」(被告側)という書 面で、お互いの言い分を応酬しあう期日になります。

2 第3回期日の流れ

第3回は、トータル約25分程度の予定で、訴状や答弁書、準備書面の陳 述手続きのほか、意見陳述を行います。

意見陳述としては、原告本人からを1名、代理人から1名を予定しています。

原告本人は、なぜ第3陣ということで訴訟を提起したのかについての原告 の考えを述べてもらいます。

代理人からは、野本夏生弁護士が意見陳述を行います。

3 第4回法廷

2018年10月16日(火)午後4時開始を予定しています。 この日はさらに当方の主張の補充(富岡町の特徴や被害)を行います。

以上